

三菱マテリアル建材株式会社の石綿被害に対し  
誠意ある救済を求める意見書

三菱マテリアル建材株式会社(旧三好石綿工業株式会社)においては、石綿粉じんを吸入し石綿に曝露したため、健康被害を受けた元労働者の方々や同社工場の近隣で生活し石綿に曝露し被害を受けた住民の方々、その遺族の方々(以下、「第1次請求人団」)に対し平成20(2008)年9月11日、重大な生命被害や健康被害を被ったことについて遺憾の意を表明されて謝罪し、一定の補償を行うことで早期の和解協定が成立した。

このような三菱マテリアル建材株式会社の真摯な姿勢は、第1次請求人団だけではなく、多くの石綿被害者や支援団体から高く評価されている。

平成21(2009)年7月以降、三菱マテリアル建材株式会社により健康被害を受けた方々33名が、第2次請求人として、三菱マテリアル建材株式会社との間で、補償の交渉をされている。

三菱マテリアル建材株式会社が引き続き、真摯で誠意ある対応をされ、当市を中心に発生した多数の健康被害について、円満な解決が図られることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月26日

泉南市議会